

## 会長の選任及び在宅医療部会長の指名について

- 本協議会設置要綱第 5 条第 2 項の規定では、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされている。
- また、本協議会設置要綱第 9 条第 3 項の規定では、「部会長は会長が指名する」とされている。
- これまで会長及び在宅医療部会長を務めてきた湯澤俊委員が、一般社団法人埼玉県医師会の役員改選に伴い、本協議会委員を退任したため、後任の会長及び在宅医療部会長について、事務局より提案したい。

## &lt;事務局案&gt;

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	廣澤信作 委員	一般社団法人埼玉県医師会 副会長
在宅医療部会長	廣澤信作 委員	一般社団法人埼玉県医師会 副会長

## (理由)

廣澤信作委員は、これまで、地域保健医療計画の一部である地域医療構想を推進するために設置した「埼玉県地域医療構想推進会議」の構成員と、在宅医療部会の部会員を務めてきたことから、地域保健医療計画の内容に精通しているため

## 【参考】副会長及び他の部会長について

副会長に選任されている委員、救急医療部会及び周産期医療部会長に指名されている委員に変更はありません。

役 職 名	氏 名	備 考
副 会 長	吉本信雄 委員	学校法人埼玉医科大学 副理事長
救急医療部会長	原澤 茂 委員	一般社団法人日本病院会 埼玉県支部 支部長
周産期医療部会長	高橋茂雄 委員	一般社団法人埼玉県医師会 母子保健委員会 委員長